

# 島根県報

第一、四二二号

平成十四年十一月十九日

(火曜日)

## 告示

### 目次

土地改良事業計画書の縦覧	(農村整備課)	一
土地改良事業変更計画書の縦覧	" "	一
保安林予定森林(二件)	(森林整備課)	一
解除予定保安林(三件)	" "	三
保安林の指定の解除	" "	四
保安林の指定施業要件の変更	" "	四
国土調査の指定	(用地対策課)	五
地籍調査の成果の認証	" "	五
公告	" "	五
土地立入りの許可	" "	五
雑報	" "	六
島根県警察情報公開センター等設置運営要綱の一部		
改正		

## 告

## 示

島根県告示第九百七十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第一項の規定に基づき、次の者から市町村営土地改良事業の施行について協議があり、同条第五項において準用する同法第八条第一項の規定により審査の結果、土地改良事業計画を適当と決定したから次

のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成十四年十一月十九日

島根県知事 澄田信義

事業主体名	事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
出雲市	仲田地区農道事業(田園空間整備事業)	土地改良事業計画書の写し	告示の日から二十一日間	出雲市役所

島根県告示第九百七十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第一項の規定に基づき、次の者から市町村営土地改良事業の変更施行について協議があり、同条第五項で準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により審査した結果、土地改良事業計画の変更を適当と決定したから次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成十四年十一月十九日

島根県知事 澄田信義

事業主体名	事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
赤来町	畑田東地区農道事業(地すべり関連事業)	土地改良事業計画書の写し	告示の日から二十一日間	赤来町役場

島根県告示第九百七十七号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十四年十一月十九日

島根県知事 澄田信義



- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 五(一) 保安林予定森林の所在場所

- 邑智郡瑞穂町大字鱒淵一三八五、三四八四の七、三四八五の一、三四八五の三
- (二) 指定の目的
- 土砂の流出の防備
- (三) 指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
  - (1) 主伐は、択伐による。
  - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第九百七十八号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十四年十一月十九日

島根県知事 澄 田 信 義

- 一 保安林予定森林の所在場所
- 那賀郡弥栄村大字田野原三二九、八二八の一から八二八の三まで
- 二 指定の目的
- 水源のかん養
- 三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
  - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び弥栄村役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第九百七十九号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十四年十一月十九日

島根県知事 澄 田 信 義

- 一 解除予定保安林の所在場所
  - 仁多郡横田町大字大馬木字阿図馬二八二の一(次の図に示す部分に限る。)
  - 二 保安林として指定された目的
  - 水源のかん養
  - 三 解除の理由
  - 国定公園事業用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び横田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第九百八十八号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十四年十一月十九日

島根県知事 澄田信義

(一) 解除予定保安林の所在場所

- 美濃郡匹見町大字紙祖口五一九の五から口五一九の七まで、口八三四の三、口八四一の三、口八四一の四、口八四二の二、口八四二の五、口八四二の六、口八四三の二、口八四三の五、口八四四の五、口八四四の六、口八四四の八、口八四四の一〇

(二) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(三) 解除の理由

道路用地とするため

(一) 解除予定保安林の所在場所

美濃郡匹見町大字紙祖口八三〇の五・口八三二の七から口八三二の九まで(以上四筆国有林)

(二) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(三) 解除の理由

河川用地とするため

島根県告示第九百八十一号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十四年十一月十九日

島根県知事 澄田信義

一 解除予定保安林の所在場所

美濃郡匹見町大字紙祖口八五〇の三

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第九百八十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十四年十一月十九日

島根県知事 澄田信義

一 解除に係る保安林の所在場所

八束郡美保関町大字諸喰一〇三三の二、一〇三九の二、一〇三九の三、一〇四〇の四

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

林道用地とするため

島根県告示第九百八十三号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十四年十一月十九日

島根県知事 澄田信義

一 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

能義郡伯太町大字峠之内七八六の二

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び伯太町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第九百八十四号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条第三項の規定により、次の地籍調査を国土調査として指定したので、同条第五項の規定により告示する。

平成十四年十一月十九日

島根県知事 澄田信義

国土調査として指定した年月日	調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
平成十四年十一月八日	津和野町	津和野町大字森村の一部	告示の日から平成十五年三月三十一日まで

島根県告示第九百八十五号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定に基づき、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第四項の規定により告示する。

平成十四年十一月十九日

島根県知事 澄田信義

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
大田市	平成十四年度	三十五枚	3冊	大田	平成十四年十一月八日
海士町	平成十四年度	十二枚	1冊	御波5	平成十四年十一月八日
江津市	平成十四年度	三十三枚	1冊	波積町本郷・南の一部	平成十四年十一月八日
美都町	平成十四年度	八枚	1冊	仙道	平成十四年十一月八日

公 告

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第二項の規定により、土地立入りの許可をしたので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年十一月十九日

島根県知事 澄田信義

- 一 起業者の名称  
中国電力株式会社
- 二 事業の種類  
特別高圧送電線 島根原子力線新設工事
- 三 立ち入るうとする土地の区域  
八束郡鹿島町大字名分字宮ノ奥、字権谷及び字上ノ垣、大字北講武字芦谷、字西谷奥、字西谷、字山鹿奥、字山鹿、字宮廻、字柏奥、字光谷、字旦過及び字恵谷、大字南講武字毛屋及び字茂り並びに大字上講武字赤田、字西赤田、字右鼻、字右花、字大田平、字亀尻、字松尾、字石津、字七田小休場横道ノ上、字犬力キ谷、字廻ノ下、字七田布子谷、字布子谷、字七田滝ノ谷、字滝谷、字大床、字七田畑ノ谷、字七田堂谷、字有

實谷、字家頭、字井頭、字地冷、字七田、字大谷敷地、字敷地、字六ヶ谷西平、字六ヶ谷、字大谷、字六ヶ谷ヨリ瀬戸岩、字佛谷入口、字佛谷、字佛谷入口南平、字井谷、字小井谷、字佛谷釜ノ谷、字乙好、字袖谷入口、字袖谷、字西袖谷、字奥谷入口及び字牛池地内

四 立ち入り禁止する期間

平成十四年十一月二十八日から平成十五年十月三十一日まで

雑 報

島根県警察本部告示第87号

島根県警察情報公開センター等設置運営要綱（平成13年島根県警察本部告示第88号）の一部を次のように改正する。

平成14年11月19日

島根県警察本部長 警視長 石 田 倫 敏

第4条及び第8条（見出しを含む。）中「閲覧」を「閲覧等」に改める。  
別記様式を次のように改める。

別記様式(第9条関係)

行政資料貸出者登録(変更)申請書

年 月 日

フリガナ	
氏 名	
住 所	〒 -
連 絡 先	電話番号 ( ) -
利用者区分	1 県内に住所を有する者 2 県内に事務所又は事業所を有する者 3 県内に存する事務所又は事業所に勤務する者 4 県内に存する学校に在学する者 5 その他

- 注 1 利用者区分は、該当する項目に○印を記入してください。  
 2 この申込書は、行政資料と一緒に提出してください。  
 3 変更の場合は、変更箇所のみ記入してください。  
 4 貸出冊数は3冊以内、貸出期間は7日以内です。

<職員記入欄>

身元確認方法	1 運 転 免 許 証	2 身 分 証 明 書	3 その他 ( )	担 当 者	
--------	----------------	----------------	--------------	-------	--

